



鳥取県公報

令和7年12月2日(火)
号外第105号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	家畜伝染病の発生(667) (家畜防疫課)	2
	家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移動等の禁止に係る区域及び家畜等の指定(668) (〃)	2

告示

鳥取県告示第667号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年12月2日

鳥取県知事 平井伸治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	疑似患畜	約7万5千	米子市	令和7年12月2日

鳥取県告示第668号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第2項の規定による移動等の禁止に係る区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

令和7年12月2日

鳥取県知事 平井伸治

1 指定する区域

別図のとおり

（「別図」は省略し、その図面を鳥取県農林水産部畜産振興局家畜防疫課及び西部総合事務所県民福祉局に備え置いて縦覧に供する。）

2 指定する家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品

3 指定に係る期間

令和7年12月2日から当分の間

4 指定する目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため